



## 令和6年度 狩猟免許 更新案内

はじめにお読みください【重要】

申請は、電子申請及び窓口申請のみです。

【電子申請】

「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用し、申請から手数料の納付、受検票の受け渡し（PDF形式のデータ）まで行います。あらかじめ、ネットワーク環境及び印刷環境をご確認ください。

【窓口申請】

令和6年3月末をもって収入証紙の利用を終了したことに伴い、手数料の納付は原則キャッシュレス決済となります。本案内のP6に記載されているキャッシュレス手段をご用意の上、来所してください。

### 1 更新対象者

埼玉県内に住所を有し、有効期間が令和6年9月14日までの狩猟免許を所持している方。転居などにより狩猟免許に記載の住所から変更がある場合は、先に住所変更の手続きを済ませてから申請してください（申請先は、転居後の住所を管轄する環境管理事務所です。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は更新できません。

- (1) 次に掲げる病気にかかっている方
  - ア 統合失調症
  - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
  - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - エ ア、イ、ウに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方

## 2 適性検査の期日・会場等

お住まいの地域に関わらず、希望する回を選択して申し込むことができます。

回	更新講習・適性検査		申請受付期限		新しい 免状の 交付 開始日
	期日	会場	電子申請 (上段：申請期限、 下段：書類期限【必着】)	窓口申請	
1	7月5日 (金)	ウェスタ川越	6月17日(月) 6月20日(木)	6月25日(火)	7月16日(火)
2	7月6日 (土)				
3	7月12日 (金)	さいたま 市民会館 いわつき	6月24日(月) 6月27日(木)	7月2日(火)	7月25日(木)
4	7月13日 (土)				
5	7月19日 (金)	さいたま 市民会館 いわつき	7月1日(月) 7月4日(木)	7月9日(火)	8月1日(木)
6	7月20日 (土)				
7	8月2日 (金)	三郷市文化会館	7月12日(金) 7月19日(木)	7月23日(火)	8月13日(火)
8	8月3日 (土)				
9	8月23日 (金)	深谷市花園文化 会館アドニス	8月5日(月) 8月8日(木)	8月13日(火)	9月4日(水)
10	8月24日 (土)				
11	8月30日 (金)	秩父宮記念 市民会館	8月9日(金) 8月15日(木)	8月20日(火)	9月10日(火)
12	8月31日 (土)				
13	9月5日 (木)	東松山市民 文化センター	8月16日(金) 8月22日(木)	8月26日(月)	9月17日(火)
14	9月8日 (日)				

※ 書類提出期限は、必着期限です。期限内に到着しなかった場合は受検できません。

※ 各回の上限人数に達した場合は、他の回を案内することがあります。

※ 会場へは、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※ 自家用車等で来場する場合は、必ず会場の駐車場をご利用ください。ただし、会場により駐車スペースには限りがあります。

※ ウェスタ川越の駐車場は有料です。

※ **受付開始は、いずれの回も5月27日(月)です。**

### 3 申請方法

次のいずれかの方法。ただし、受付期限までに必着。

- ・電子申請
- ・窓口申請

### 4 電子申請の手続

#### (1) 申請準備

必要に応じて、以下のものをお手元にご用意ください。

##### ① 次の ア・イ のうち、いずれか1つ【必須】

- ア 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可証（写し）
- イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号に該当しない者であることを証する医師の診断書（原本）
  - ※ 診断書の様式は、この案内の末尾に付属している診断書の様式を病院又は診療所にお持ちいただき、診断を受けてください。なお、診療科は精神科医に限らず、内科医の診断書でも受付可能です。
  - ※ 診断書は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
  - ※ 診断書の住所と狩猟免状に記載の住所は同一である必要があります。
  - ※ 受検ができなかった場合でも、診断書の取得に要した経費等の補償できません。

##### ② 顔写真（白黒可）

スマートフォン等で撮影した画像データを用意してください。

- ※ 申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身（頭から胸まで）、無背景のものに限ります。
- ※ 画像編集ソフトで加工された画像などは、受け付けできない場合があります。

##### ③ 狩猟免状レターパックプラス

（※郵送による免状交付を希望される方のみ必須）

- ※ 切手代は規格内（長辺34cm以内、短辺25cm以内）封筒を使用した場合です。
- ※ 提出が確認できない場合、狩猟免状はお住まいの市町村を管轄する環境管理事務所（別表参照）の窓口で交付します。

##### ④ 申請手数料と納付手段【必須】

（金額一覧）

更新する免許の数	1種類	2種類	3種類
手数料の額	2,900円	5,800円	8,700円

利用可能な電子納付の支払方法は次のとおりです。

支払方法	決済ブランド	備考
クレジットカード デビットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club	左記ブランド以外は使用できません。
ペイジー	対象の金融機関ATMやインターネットバンキングで納付	

## (2) 「埼玉県電子申請・届出サービス」での申請

パソコンやスマートフォンなどから、次のURL ([https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay)) 又は右下の二次元コードにアクセスし、検索キーワードに「**狩猟免許更新**」と入力して絞り込みで**検索する**を選択してください。

手続き一覧から申請フォームを選択いただき、案内に従って必要事項の入力やファイルの添付をしてください。

※ 顔写真は、画像データを添付してください。

※ 銃砲刀剣類所持許可証がある方は、顔写真のあるページを見開きでスキャンしたデータを添付するか、スマートフォン等で撮影してください。

### 「埼玉県電子申請・届出サービス」

・ 検索キーワード「**狩猟免許更新**」

・ 二次元コード



・ URL

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay)

## (3) 必要書類の提出

・ 医師の診断書原本

(銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可証を提出する場合は不要。)

・ 狩猟免許郵送用レターパックプラス (郵送による免許交付を希望する方)

※ **医師の診断書原本は、申請後すぐに郵送**してください。提出が確認できないと手数料納付が行えず、提出されるまでは審査をすることができません。期限が迫っている場合は、「速達等」の利用を推奨します。期限内に到着しなかった場合は受検できません。

※ 郵送による書類提出は、期限【**必着**】でお願いします。

## (4) 手数料納付

審査が完了しましたら、申請の際に使用したメールアドレス宛に、手数料納付に関するメールを送付します。案内に従い納付期限までに各種クレジットカードやペイジーで手数料を納付してください。

## (5) 受検票の受領及び印刷

手数料の納付が確認できましたら、申請の際に使用したメールアドレス宛に受検票をPDF形式で送付します。内容を確認し、A4用紙に印刷(白黒可)して、更新会場に持参してください。

なお、当日の受付時間帯は別途メール等でお知らせします。

## 5 窓口申請の手続

★申請用紙は次のいずれかの方法で入手できます。

### ア 申請書等の郵送

今年度が狩猟免許更新対象となる方へ「**狩猟免許有効期間満了と更新についてのお知らせ**」と「**狩猟免許更新申請書**」を、5月末を目途に発送します。

### イ ホームページからのダウンロード

埼玉県公式ホームページ「**狩猟免許更新**」のページからダウンロードできます。  
A4用紙に片面印刷（両面印刷不可）して使用してください。

### 埼玉県公式ホームページ「狩猟免許更新」

- 検索キーワード「埼玉県 狩猟免許更新」
- 二次元コード
- URL



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/syuryomenkyo/koshin.html>

**所属する地区猟友会で更新申請を取りまとめている場合は、  
地区猟友会を通じて提出してください。**

### (1) 申請準備

必要に応じて、以下のものを準備してください。

#### ① 狩猟免許更新申請書（受検票用紙含む）【必須】

#### ② 顔写真1枚【必須】

- 申請前6か月以内に撮影
- 無帽、正面、上三分身（頭から胸まで）、無背景
- 大きさ 縦3.0cm、横2.4cm

※ 顔写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記載して、狩猟免許更新申請書の受検票部分に貼り付けて提出してください。

#### ③ 次のア・イのうち、いずれか1つ【必須】

ア 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可証（写し）

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号に該当しない者であることを証する**医師の診断書（原本）**

※ 診断書の様式は、この案内の末尾に付属している診断書の様式を病院又は診療所にお持ちいただき、診断を受けてください。なお、診療科は精神科医に限らず、内科医の診断書でも受付可能です。

※ 診断書は申請日前**3か月以内**に発行されたものを提出してください。

※ 受検ができなかった場合でも、診断書の取得に要した経費等の補償できません。

④ 申請手数料と納付手段【必須】

(金額一覧)

更新する免許の数	1種類	2種類	3種類
手数料の額	2,900円	5,800円	8,700円

手数料は、原則キャッシュレス決済でお支払いいただきます。下記キャッシュレス手段をご準備ください。

支払方法	決済ブランド	備考
クレジットカード デビットカード	Visa、Mastercard	左記ブランド以外は使用できません。
電子マネー	nanaco、WAON、楽天edy	環境管理事務所では、電子マネーのチャージはできません。
交通系電子マネー	Kitaca、Suica、PASMO、TOICA manaca、ICOCA、nimoca はやかけん	
コード決済	PayPay、au PAY、楽天ペイ d払い	

※ キャッシュレス決済での納付ができない場合には、当日窓口で発行する納付書を近隣の金融機関やコンビニエンスストアに持参し、支払い後に再び窓口にお戻りいただく必要があります。(窓口での現金納付は受け付けできません。)

※ 電子申請で使用可能なクレジットカード、デビットカードにおいても、窓口申請で使用できないブランドがございますのでご注意ください。

⑤ 狩猟免許レターパックプラス

(※郵送による免許交付を希望される方のみ必須)

※ 提出が確認できない場合、狩猟免許はお住まいの市町村を管轄する環境管理事務所(別表参照)の窓口で交付します。

(2) 申請

お住いの市町村を管轄する環境管理事務所に、(1)で準備したものを持参してください。窓口受付時間は平日の9:00~12:00及び13:00~16:45です。受検票は手数料の収納が確認され次第交付します。

## 6 適性検査当日の日程

- (1) 受付 : 各自指定された受付時間帯に来場
- (2) 適性検査 : 運動能力、聴力、視力の検査を順次実施
- (3) 資料配布 : 適性検査合格者の方に、資料を配布
- (4) 帰宅 : 帰宅後、資料により各自学習（必ず実施してください。）

※ 当日の受付時間帯は、受検票に記載しお知らせします。

※ 受付時間帯は、おおむね1時間単位で設定します。ご自分で時間帯を選ぶことはできませんので、ご了承ください。

※ 指定された受付開始時間より早く来場することはご遠慮ください。

## 7 当日の持ち物

- (1) 受検票
- (2) 眼鏡、補聴器等（適性検査の合格基準に達するため必要な場合）  
※ 運動能力検査がありますので、動きやすい服装でおこしてください。

## 8 狩猟免状の交付

適性検査に合格した場合、狩猟免状は住所地を管轄する県環境管理事務所（この案内9ページの別表を参照）で交付します。

申請時に免状送付用レターパックプラスを提出いただいた方へは、郵送します。

申請時に猟友会を通じて申し込まれた方へは、猟友会を通じて交付します。

※ 交付開始日は2ページの「**2 適性検査の期日・会場等**」のとおりです。

## 9 諸注意

(1) 種類及び有効期間満了日が異なる2つ以上の狩猟免許を所持し、いずれか1つが今年度に有効期間が満了する場合は、他の狩猟免許と併せて更新を受けることができます。

(2) **申請書を受理した後は、理由にかかわらず手数料はお返しできません。**

(3) 会場へは可能な公共交通機関をご利用ください。自家用車等を利用する場合は、必ず会場の駐車場をご利用ください。ただし、会場により駐車できる台数には限りがあります。

(4) 全体の定員には十分な余裕がありますが、特定の回に申請が集中した場合、その回の受付を期限前に打ち切る可能性があります。その場合は、別の回での受検をお願いすることになりますのでご了承ください。

(5) 今回、更新の対象となる**狩猟免状の記載事項に変更がある場合は、狩猟免許更新申請書の提出前に変更手続を完了させてください。**

(6) 更新後の新しい免状は、更新前の免状と引き換えにお渡しします。ただし、**地区猟友会を通して更新申請書を提出された場合は、地区猟友会を通して免状をお渡しします。**

(7) 受検ができなかった場合でも、診断書の取得で生じた経費等は補償できません。

(8) 会場への入場は受検者本人に限ります。同伴者（お子様・ご家族等）の控室はありませんので、受検者本人以外の入場はできません。

## 10 適性検査の内容・合格基準

### 1 視 力

万国式試視力表により検査した視力で、それぞれの免許の区分に応じ、以下の基準を満たしていること（矯正視力を含む。）。

＜網猟、わな猟＞

両眼で0.5以上であること。（ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。）

＜第一種銃猟、第二種銃猟＞

両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。（ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。）

### 2 聴 力

10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる程度の聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

### 3 運動能力

狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、これらの障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講じることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

## 11 自宅学習の実施

免許を更新する方が受講する講習会については、会場内での講義に代えて適性検査の合格者に配布する資料により、自宅等において各自学習を行っていただきます。

資料は「狩猟読本」と「テキスト」です。なお、「テキスト」は、埼玉県公式ホームページ「狩猟免許更新の自宅学習テキスト」からダウンロードできます。

自宅等において、必ず各自学習を実施してください。

### 埼玉県公式ホームページ「狩猟免許更新の自宅学習テキスト」

- 検索キーワード「埼玉県 狩猟免許更新 自宅学習テキスト」
- URL
- 二次元コード



[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/syuryomenkyo/kousin\\_text.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/syuryomenkyo/kousin_text.html)

## 12 その他

適性検査当日の朝に各自で検温し、体調不良の方（せき・発熱等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症等に罹患し治癒していない方など）は、受検を控えてください。その際、お住まいの市町村を管轄する県環境管理事務所に必ずご連絡ください。

## 埼玉県の環境管理事務所（更新申請の窓口）

事務所名	所在地	お住いの市町村	電話番号
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 (埼玉県浦和合同庁舎)	さいたま市・川口市・ 鴻巣市・上尾市・蕨市・ 戸田市・桶川市・北本市・ 伊奈町	048(822)5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4階)	川越市・所沢市・飯能市・ 狭山市・入間市・朝霞市・ 志木市・和光市・新座市・ 富士見市・日高市・ ふじみ野市・三芳町	049(244)1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 (埼玉県東松山地方庁舎)	東松山市・坂戸市・ 鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・ 滑川町・嵐山町・小川町・ 川島町・吉見町・鳩山町・ ときがわ町・東秩父村	0493(23)4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 (埼玉県秩父地方庁舎)	秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町	0494(23)1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (埼玉県熊谷地方庁舎)	熊谷市・本庄市・深谷市・ 美里町・神川町・上里町・ 寄居町	048(523)2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 (埼玉県越谷合同庁舎)	草加市・越谷市・八潮市・ 三郷市・吉川市・松伏町	048(966)2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10	行田市・加須市・春日部市・ 羽生市・久喜市・蓮田市・ 幸手市・白岡市・宮代町・ 杉戸町	0480(34)4011

## 診 断 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者について、以下のとおり診断します。

- 1 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある次の病気にかかっている者ではない。
  - (1) 統合失調症
  - (2) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
  - (3) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者ではない。
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者ではない。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所 在 地 \_\_\_\_\_

医療機関の 名 称 \_\_\_\_\_

医 師 \_\_\_\_\_